

コンプライアンス規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人Ocean's Love（以下「法人」という。）の倫理規則の理念に則り、法人に適用又は適用の可能性のある法令、法人の定款又は内部規則の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 法人の役員及び職員（契約職員を含む。以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規則の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先とする。

(担当)

第3条 法人のコンプライアンスに関する組織等として次のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部門

(コンプライアンス担当理事の職務)

第4条 1. コンプライアンス担当理事（以下「担当理事」という。）は副理事長とする。

2. 担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門（以下「統括部門」という。）を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3. 担当理事の役割及び権限は次のとおりとする。

- (1) コンプライアンス委員会の委員長
- (2) コンプライアンス施策実施の最終責任者
- (3) コンプライアンス違反事例対応の統括責任者

(コンプライアンス委員会の役割)

第5条 1. コンプライアンス委員会は、担当理事を委員長とし、統括部門の長となる総務責任者、事業責任者及び外部有識者1名を委員として構成する。

2. コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制を整備し、実効性を挙げるため次の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況の確認
- (3) コンプライアンス違反事件についての原因の究明、分析
- (4) コンプライアンス違反の関係者の処分内容検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明、分析並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他担当理事が指示した事項

(コンプライアンス統括部門の役割)

第6条 1. 法人の総務部門をコンプライアンス全般の統括部門とし、総務責任者を統括部門長とする。

2. 統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、実施等を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、遂行する。

3. 統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況及びコンプライアンスにかかわる事項を担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告及び連絡)

第7条 1. 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそれに類する行為を発見した場合は、速やかに統括部門に報告する。

2. 統括部門長は、前項の報告でコンプライアンス違反行為又はそれに類する行為について知りえた場合は、直ちに担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、担当理事の承認を受けて、当該事象に対応する。

3. 役職員は、緊急事態等の事由により、統括部門を経由することができない報告について、第1項にかかわらず担当理事に直接報告することができる。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。